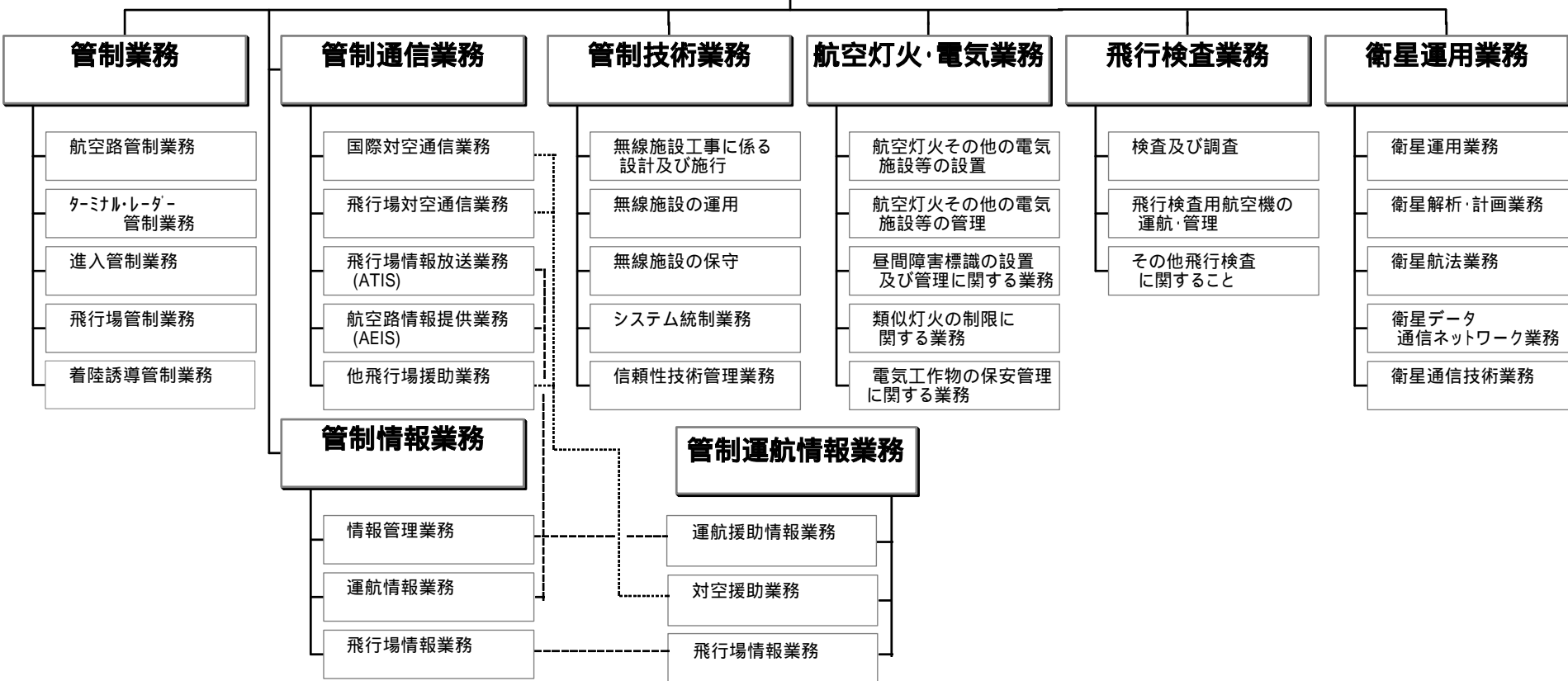


航空保安業務の概要

航空保安業務



(注) 管制通信業務及び管制情報業務は、平成16年10月までに管制運航情報業務に移行される予定である。

(1) 管制業務

(ア) 航空路管制業務

空港周辺の空域を除く、東京FIR及び那覇FIR内の航空路等をIFRで飛行する航空機に対し、飛行経路、高度、飛行の方式等の指示を行う業務

(イ) 進入管制業務

主として進入管制区（管制圏の外側に階段状に広がった空域）内をIFRで飛行する航空機に対し、進入・出発の順序、経路、方式の指定及び上昇・降下の指示又は進入のための待機の指示などを行う業務。

(ウ) ターミナル・レーダー管制業務

空港監視レーダー（ASR）を用いて行う進入管制業務。

(エ) 飛行場管制業務

当該飛行場に離着陸する航空機に対し、離着陸の順序、時機、方法等を指示する業務。

(オ) 着陸誘導管制業務

着陸する航空機に対し、精測進入レーダー（PAR）又は空港監視レーダーを用いてコースと高さを指示して誘導を行う業務。

(2) 管制通信業務

(ア) 国際対空通信業務

東京FIR及び那覇FIR内の主として洋上を航行する航空機に対し、管制上必要な情報の伝達及び航行の安全上必要な気象その他の情報提供を行う業務。

(イ) 飛行場対空通信業務

空港に離着陸する航空機に対し、管制上必要な通報の伝達及び離着陸に必要な情報（使用滑走路、交通状況、気象情報、飛行場の状態等）を提供する業務

(ウ) 飛行場情報放送業務(ATIS)

空港に離着陸する航空機に対し、離着陸に必要な情報を対空送信(放送)により提供する業務。

(エ) 航空路情報提供業務(AEIS)

航空路上の航空機に対し、航行の安全上に必要な気象情報や航空保安施設に関する情報等を対空送受信施設又は対空送信(放送施設)により提供する業務。

(オ) 他飛行場援助業務

飛行場管制業務又は飛行場対空通信業務が実施されていない空港に離着陸する航空機に対し、RAG(リモート対空通信)施設により管制上必要な通報の伝達及び離着陸に必要な情報を提供する業務

(3) 管制情報業務

(ア) 情報管理業務

航空機の運航に必要な飛行計画、航空情報・気象等の情報の収集・管理、加工・蓄積を行う業務。

(イ) 運航情報業務

運航管理：航空機の飛行計画について、飛行方式、巡航高度、飛行経路等の審査、指導等。

運航許可：飛行場以外の場所における離着陸の許可、操縦練習飛行等の許可等。

航空機の運航に必要な情報の提供：航空保安施設の運用状況、航空機の運航に必要な情報を、所定の方式に従って運航者等に提供。

搜索救難：緊急状態にある航空機の搜索及び生存搭乗者の救助に関する搜索区域の決定、関係機関との連絡・調整。

航空事故処理：航空事故発生時における事故処理及び航空・鉄道事故調査委員会に対する事故調査の援助。

(ウ) 飛行場情報業務

飛行場面管理

1. 飛行場面・安全表面点検：飛行場及びその周辺が航空機の運航に支障のない状態になっているかを点

検。特に冬季の雪氷時には、滑走路、誘導路等の摩擦係数の測定等を行い運航者に提供。

2. 駐機場(スポット)の管理：スポットの効率的運用を図るためのスポットの割り当て、その他の管理。

制限区域安全管理：人又は車両が制限区域に立ち入る場合の管理。

鳥獣対策：航空機の離着陸等における鳥類との衝突防止策の策定・実施。

(4) 運航情報業務

(国際対空通信業務を除く管制通信業務及び管制情報業務は、平成16年10月までに運航情報業務へ統合予定である)

(ア) 運航援助情報業務

飛行計画に基づく運航の管理、運航の許可、航空情報の提供、搜索救難に関する連絡調整、発着枠の割り当て及びスポットの使用に係る調整等の業務。

(イ) 飛行場情報業務

飛行場面・安全表面の点検、スポットの割り当て、制限区域の安全管理、鳥獣対策等の業務。

(ウ) 対空援助業務

空港に離着陸する航空機に対する必要情報の伝達・提供、RAG(リモ - ト対空通信)による必要情報の伝達・提供、航路上の航空機に対する気象情報や航空保安施設に関する情報の提供等の業務。

(5) 管制技術業務

航空保安無線施設及び管制業務、管制通信業務に用いられる施設に関する工事の設計・施行、運用及び保守を行う業務、並びに無線施設の運用を管制部、主要空港において統括的にシステム統制する業務、及び無線施設の信頼性を管理する業務。

対象施設

(ア) 航空保安無線施設(NDB、VOR、DME、TACAN、ILS)

(イ) 管制施設(レーダー：ARSR、ASR、PAR、ASDE等)

(ウ) 管制情報処理システム(ARTS、FDP、RDP、ODP)

(エ) 対空通信施設(TOWER、RCAG)

(才) 管制通信施設 (対空通信施設: RADIO、RAG、ATIS、AEIS、HF、TROPO)

(6) 航空灯火・電気業務

航空灯火、その他の電気施設及び昼間障害標識の設置並びにそれらの管理(又はその指導、監督)に関する業務。

空港における電気職員の業務は、航空保安施設としての航空灯火と電気施設に係る業務であるが、航空交通管制部における電気職員の業務は、航空交通管制部に必要な電気施設に係る業務が主となる。

(7) 飛行検査業務

航空保安施設が所定の機能を有しているかどうか、航空機の出発進入方式が適切なものかどうか、その他航空機の航行の安全に関する検査又は調査を航空機を用いて行う業務。

8機の航空機(ガルフストリーム・エアロスペースGIV型2機、YS 11型4機、SAAB2000型4機)を保有して業務を実施している。

(8) 衛星運用業務

衛星運用業務は、航空機との通信、航法及び航空機の監視に使用するMTSATシステムを運用する業務で、次の業務から成る。

衛星運用業務

- ・航空衛星の監視及び制御に関する業務
- ・航空衛星の測距に関する業務

衛星解析・計画業務

- ・航空衛星の性能管理に関する業務
- ・航空衛星の軌道解析及び運用計画に関する業務

衛星航法業務

- ・運輸多目的衛星航法補強システム(MSAS)による衛星航法補強情報の作成及び提供に関する業務。
- ・MSASの監視及び制御に関する業務
- ・MSASの維持管理に関する業務

衛星データ通信ネットワーク業務

- ・航空衛星を用いたデータ通信ネットワークの運用に関する業務
- ・航空衛星を用いたデータ通信ネットワークの通信・統計に関する業務
- ・航空衛星を用いたデータ通信ネットワークの維持管理に関する業務

衛星通信技術業務

- ・航空衛星地球局システム(GESシステム)及び衛星制御地球局システム(TTCシステム)の運用、監視及び制御に関する業務
- ・GESシステム、TTCシステムの維持管理に関する業務